



【地域づくりは“ちいき”を知る事から】

～町田市では～

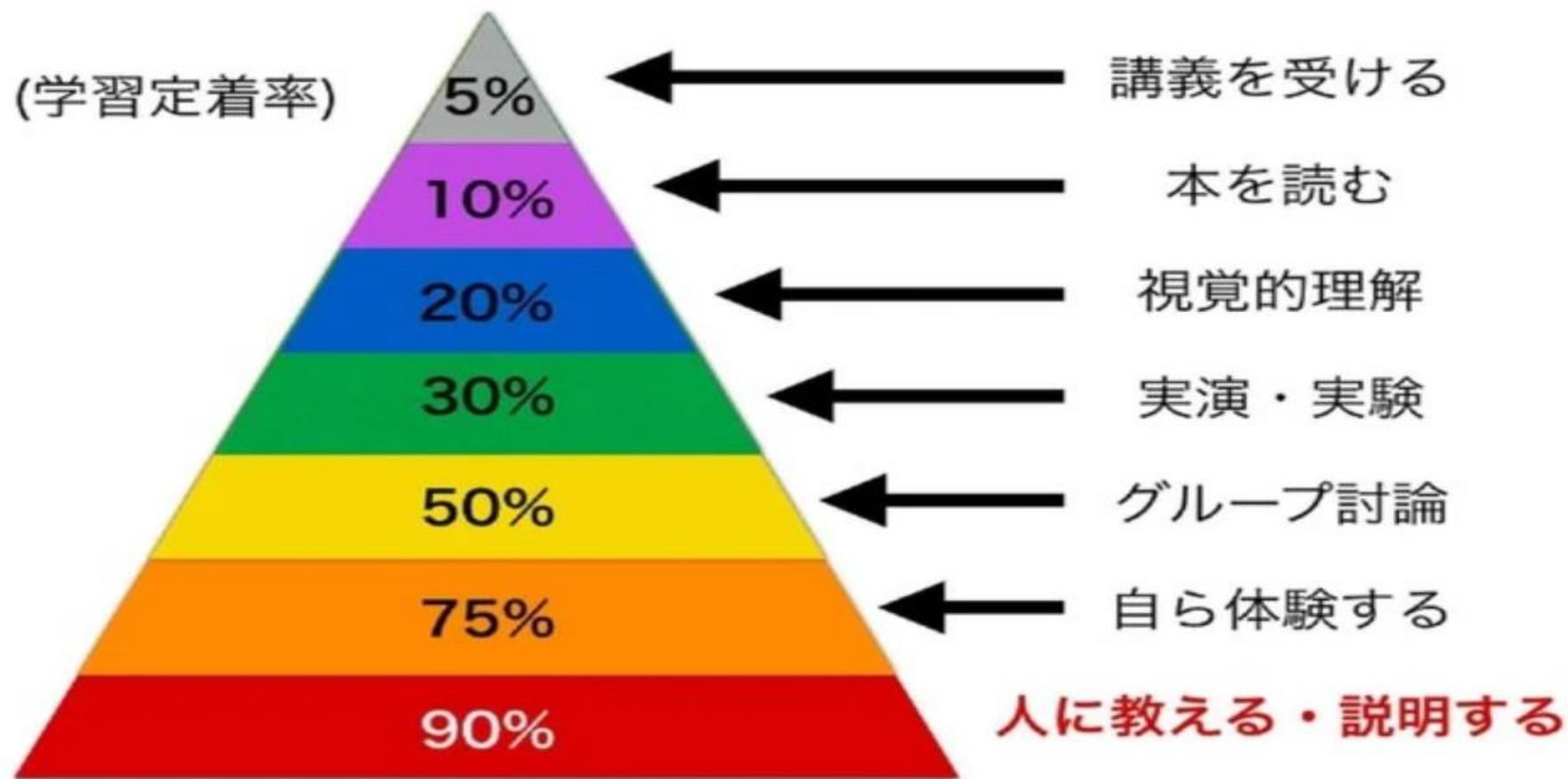
町田市医療と介護の連携支援センター

センター長 長谷川 昌之

2021年9月2日（木）



ラーニングピラミッド



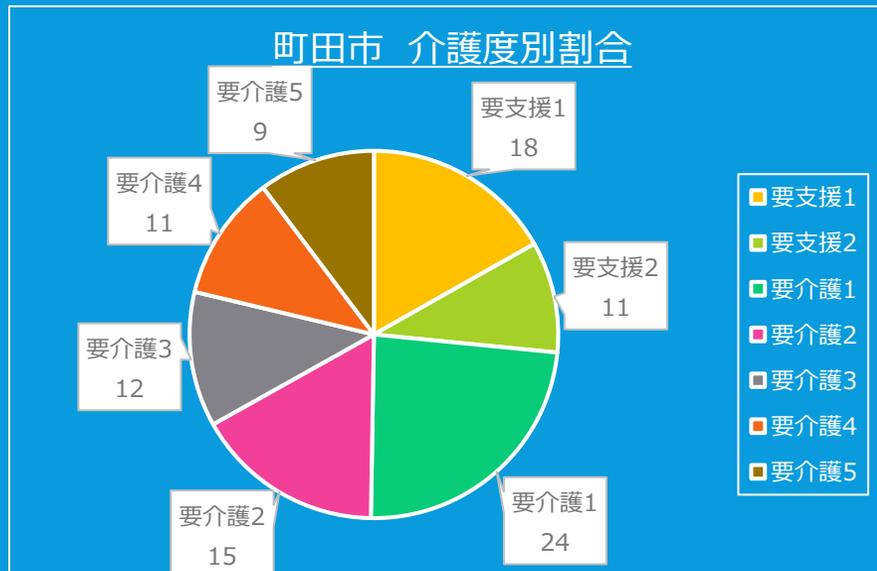


町田市の現状

(2021年7月現在)



- 人口 : 430,561人
- 65歳以上人口 : 116,723人
- 高齢化率 : **27,10%**
- 要介護（支援）認定者数 : **22,710人**
- 介護保険認定率 : 19,45%

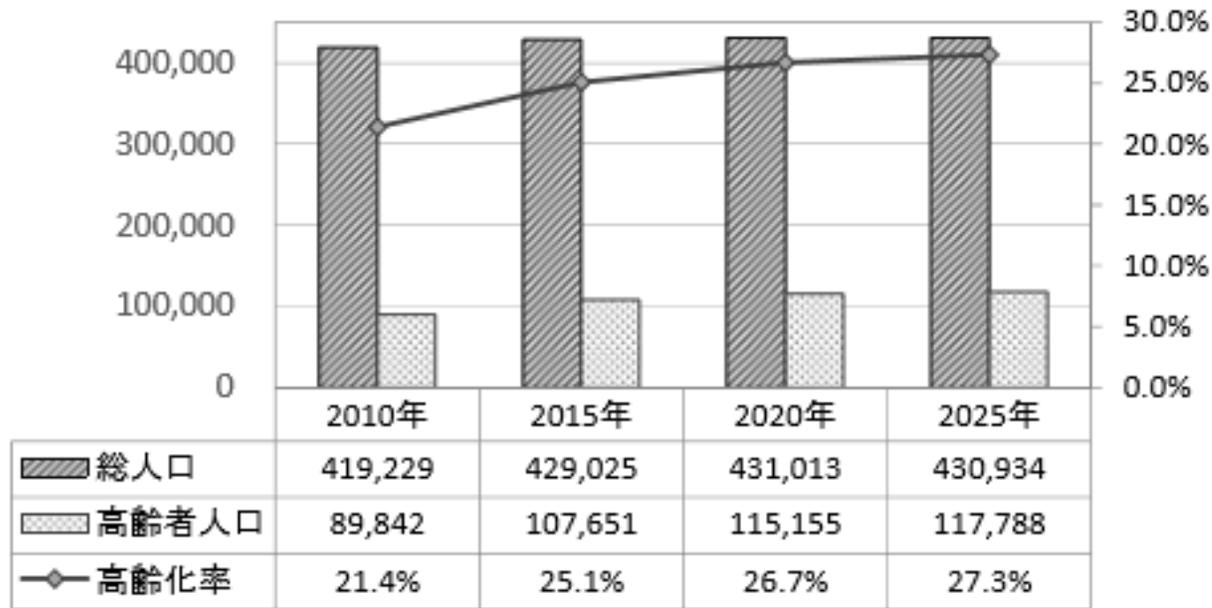


町田市の地域特性・課題として

- 高度経済成長期に大規模な開発により郊外の樹林地や農地が切り開かれ中高層住宅団地や戸建て住宅地が急速に広がった。
- 1960年以降ベッドタウンとして発達したが、依然市内各所で農業が行われている。
- 市内には約11地域に団地があり居住者の高齢化、エレベーターのない5階建てや最寄り駅から遠く公共交通機関を利用しなければならない団地も多く、丘陵地では坂や階段が多いなど周辺環境が高齢者にとって生活しにくい場所もあり対策が必要である。

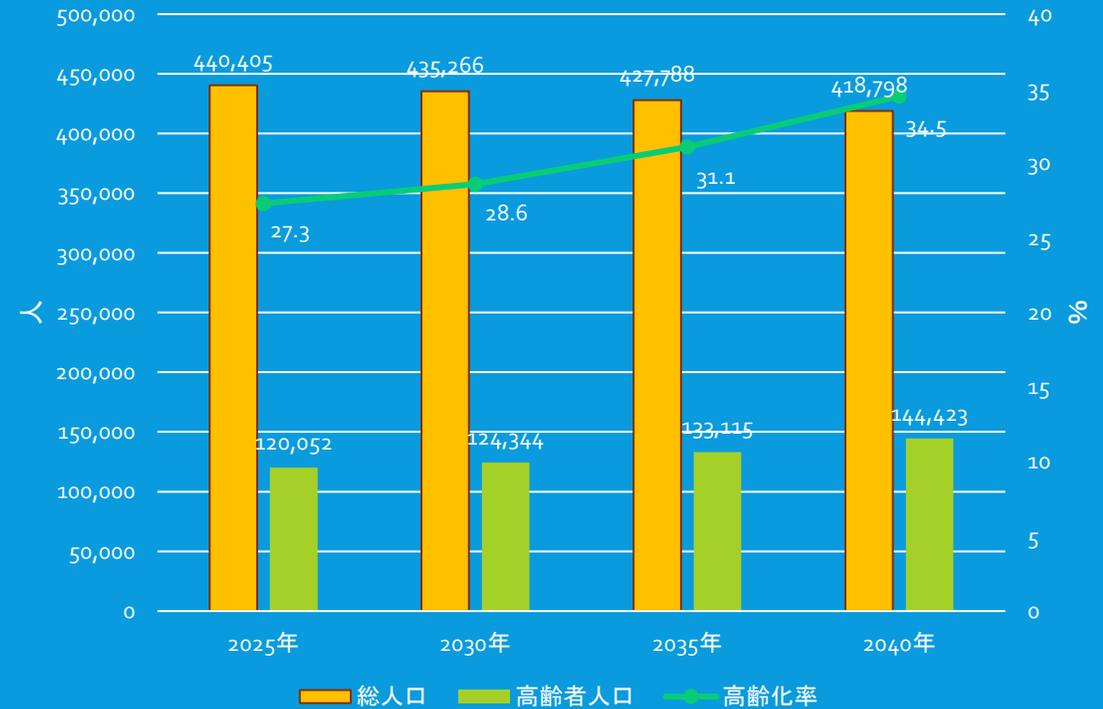
町田市人口の推移

町田市人口の推移（推計値）



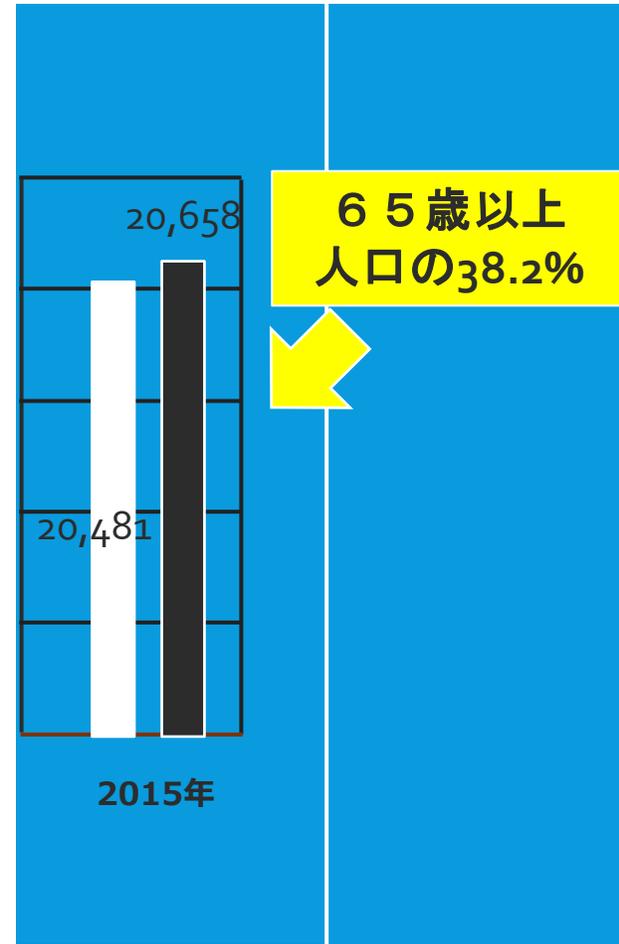
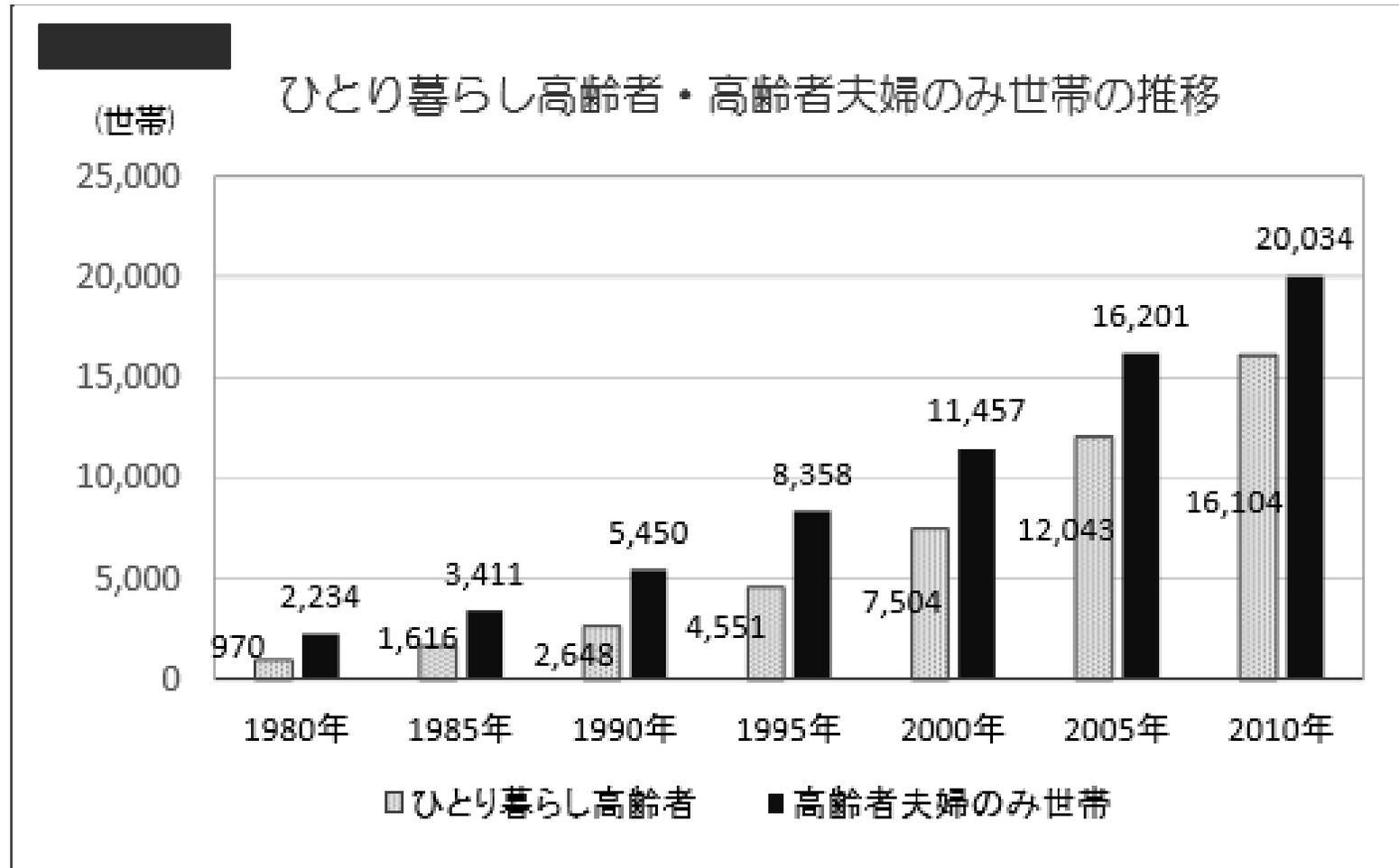
資料：総人口の2010年は住民基本台帳、2015年以降は「町田市将来人口推計」
 高齢者人口の2010年は住民基本台帳、2015年以降は推計値（各年10月1日）

2025年以降の将来推計人口および高齢化率



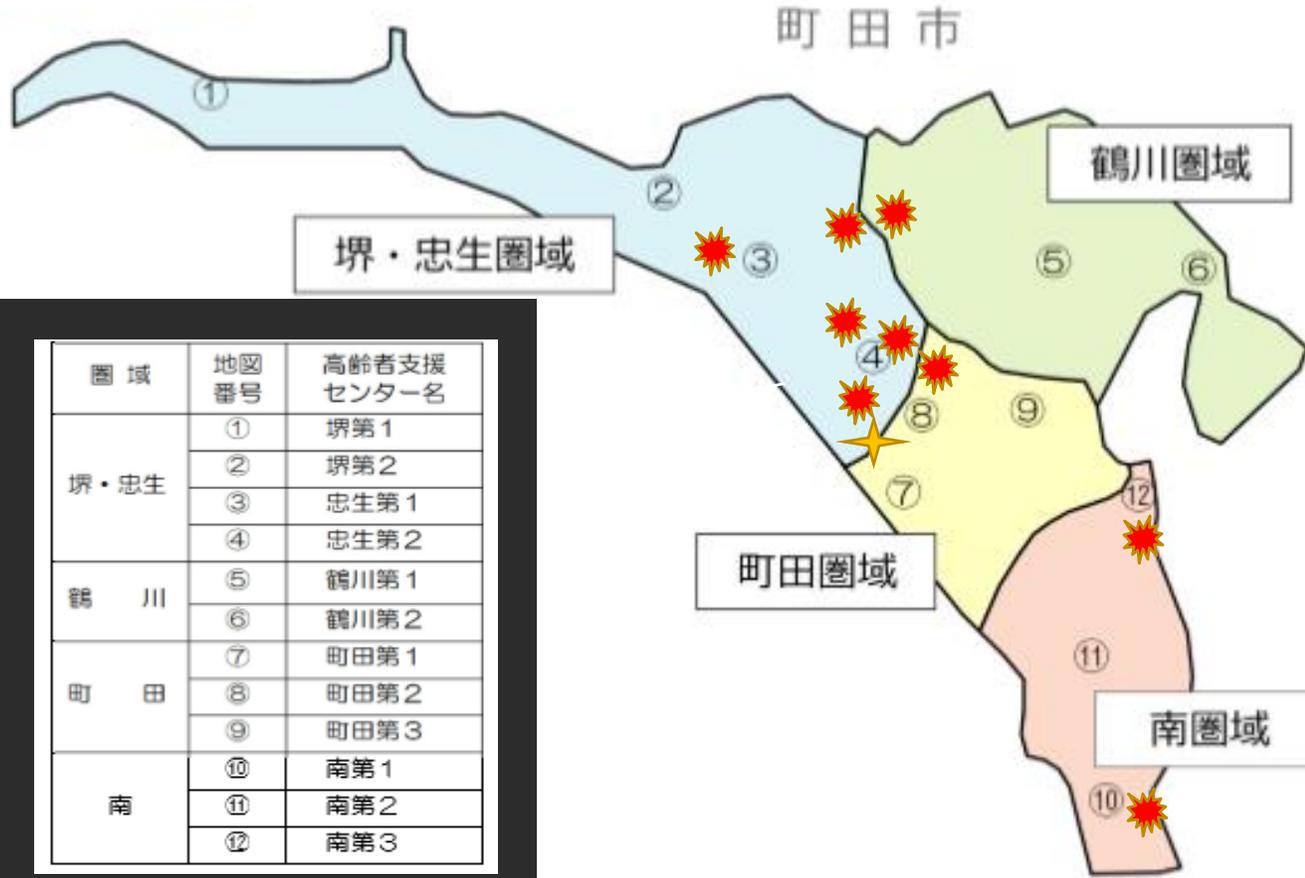
参考：国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）』

町田市一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の推移

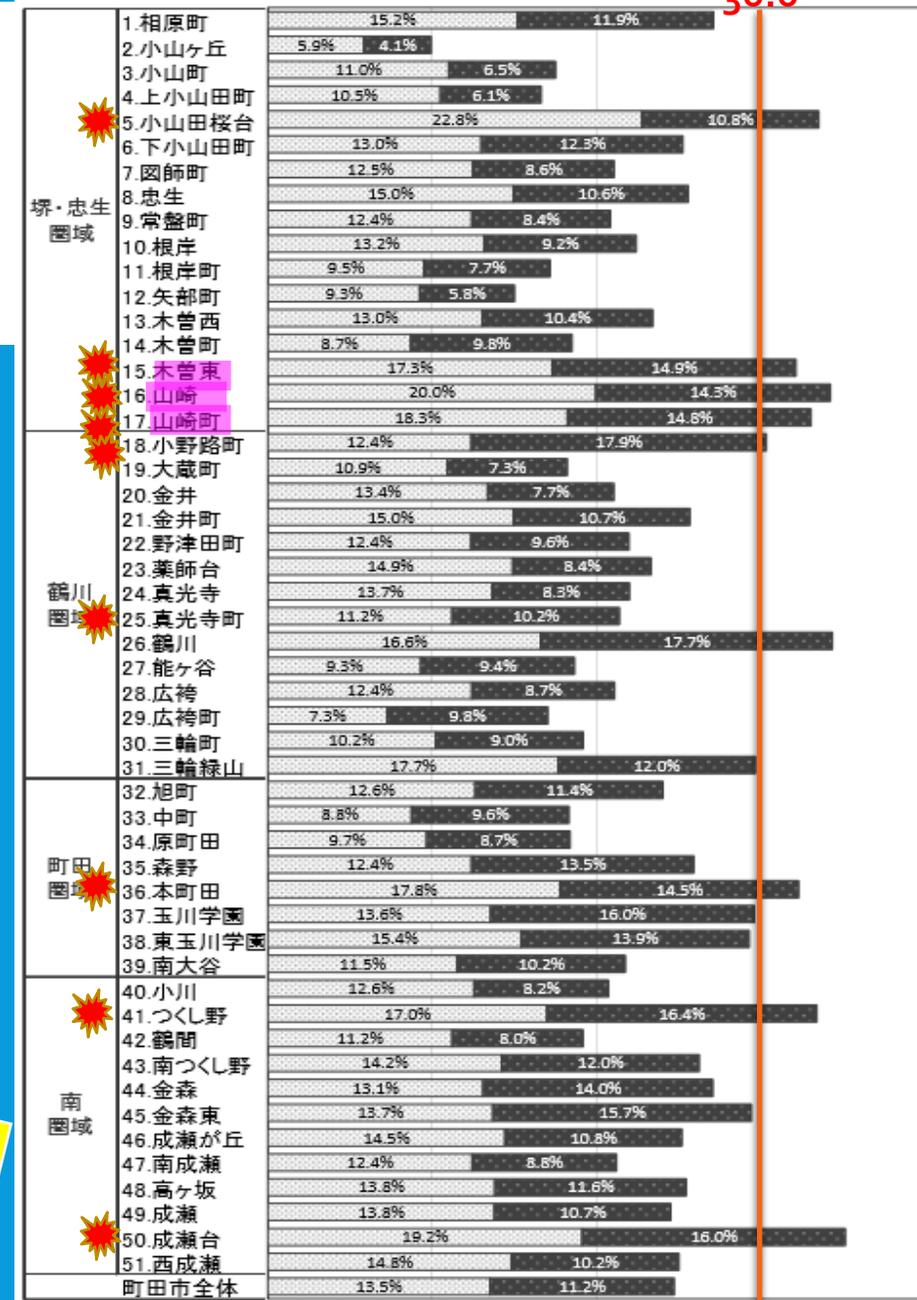


資料：国勢調査（各年10月1日） 一部改変

圏域と圏域別高齢化率



圏域	地図番号	高齢者支援センター名
堺・忠生	①	堺第1
	②	堺第2
	③	忠生第1
	④	忠生第2
鶴川	⑤	鶴川第1
	⑥	鶴川第2
町田	⑦	町田第1
	⑧	町田第2
	⑨	町田第3
南	⑩	南第1
	⑪	南第2
	⑫	南第3



30.0%越え：9地域

□前期高齢化率 ■後期高齢化率

資料：住民基本台帳（2015年1月1日）

町田市の特徴って???

ご存知ですか???



町田市の特徴って??



町田市内の団地（11地域・12ヶ所）



独立行政法人都市再生機構(UR)				
団地名	入居年度	世帯数	人口総数	交通
鶴川団地	1967(S42)	2,546	4,644	鶴川駅:バス10分+徒歩1分
町田山崎団地	1968(S43)	3,673	6,694	町田駅:バス15分+徒歩1分
藤の台団地	1970(S45)	2,952	5,297	町田駅:バス15分+徒歩1分
小山田桜台団地	1983(S58)	1,431	3,368	町田駅:バス28分+徒歩1分

東京都住宅供給公社(JKK東京)				
団地名	入居年度	世帯数	人口総数	交通
高ヶ坂住宅	1962(S37)	785	1,145	町田駅:バス10分+徒歩1分
森野住宅	1963(S38)	425	689	町田駅:徒歩10分
木曾住宅	1963(S38)~1964(S39)	876	1,280	町田駅:バス10分+徒歩2分
本町田住宅	1964(S39)~1965(S40)	865	1,362	町田駅:バス7分+徒歩1分
境川住宅	1968(S43)~1969(S44)	2,234	3,614	町田駅:バス7分+徒歩1分
町田木曾住宅	1969(S44)~1971(S46)	4,528	7,590	町田駅:バス15分+徒歩2分
真光寺住宅	1977(S52)	137	259	鶴川駅:バス12分+徒歩2分

2017年1月1日現在

人口総数：35,942人→総人口の8.4%

世帯数合計：20,452世帯

賃貸18106世帯・分譲4601世帯

高齢化率：賃貸35.2%・分譲33.0%（町田市：22.3%）

単身世帯：賃貸46.7%（8456世帯）・分譲27.5%（1265世帯）

65歳以上の単身世帯：賃貸47.4%（4008世帯）・分譲57.6%（728世帯）

（2012年データ）

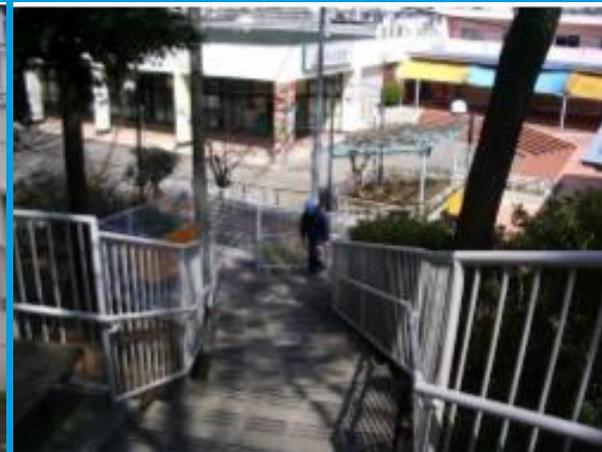
団地の問題点・・・



エレベーターのない5階建ての階段室型住棟



高低差のある階段やスロープの連続



団地センターから住棟への急な階段



団地センターのバス停と大きな歩道橋

1. 団地の人口の減少

・団地では人口及び世帯数の減少が顕著であるため、住宅の需要バランスを踏まえた取り組みが必要。

2. 建物の老朽化

・施設の老朽化や居住者ニーズに合わない住戸規模、5階建てエレベーターの未設置やバリアフリー化の遅れなど、住居としての魅力は低下している。
・築50年近くが経過した団地が多く、住宅の修繕による住宅の魅力の向上や建替えなど建物の老朽化に対する対策が必要。

3. 子育て世帯の減少

・団地における若い世代の入居が少なく、住居としての魅力や、子育て利便性の向上など、子育て世帯に選ばれる団地づくりが必要。

4. 高齢化率の上昇

・団地における居住者の高齢化が顕著であり、生活支援サービスの充実や、屋内外のバリアフリー化など、高齢者が安心して暮らせる環境の整備が必要。

5. 団地センターの活力低下

・団地センターでは、一部空き店舗が目立つなど、商業機能や生活支援機能の低下がみられ、その活性化が必要。

6. コミュニティ活動の低下

・居住者の高齢化の進行や単身世帯の増加などにより、活発だったコミュニティ活動の維持が難しくなっており、コミュニティ活動の維持・向上のための取り組みが必要。
・市内にはNPOやボランティア団体、社会福祉協議会、大学など様々な活動団体があることから、こうした地域資源を団地の活力の維持・向上につなげることが必要。

団地の周辺



大きな池と豊かな緑



樹木がたくさんある公園



団地前の広い芝生広場



ベンチが置かれた歩行道路



緑地などのオープンスペースに面した見通しの良い歩行道路



スーパーを中心に、医療施設や居宅介護支援事業所など様々な機能が集結しているセンター地区



内科、小児科、整形外科、皮膚科など主要な診療科がそろった医療施設

包括支援センターの役割

基本 4 業務

- ・ 介護予防支援業務
- ・ 総合相談・支援業務
 - ・ 権利擁護業務
- ・ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

+

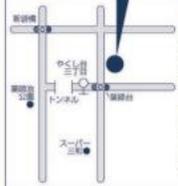
医療介護連携機能強化

市内には13個の高齢者支援センターがあります。

鶴川地区

鶴川第1 高齢者支援センター

(特別養護老人ホーム第二附属内)



TEL: 042-736-6927
FAX: 042-736-6903
所在地: 鶴川台3-270-1
交通: 鶴川駅よりやくし台センター行きバスにて9分、又は町田駅よりやくし台センター行きバスにて23分「やくし台三丁目」下車、徒歩5分

野津田 あんしん相談室



TEL: 042-708-8964 FAX: 042-735-5872
所在地: 野津田町631-1
交通: 鶴川駅より野津田車庫行きバスにて10分「設備」下車、徒歩3分
担当地域: 小野路町、野津田町、金井、金井町、金井ヶ丘、大蔵町、薬師台

鶴川第2 高齢者支援センター

(鶴川地域コミュニティ1階)



TEL: 042-737-7292
FAX: 042-737-0833
所在地: 鶴ヶ谷3-2-1 鶴川地域コミュニティ1階
交通: 鶴川駅より相生駅方向に徒歩8分(失物遺失番号なし)、又は平野の社中央線鶴川駅行きバスにて2分「妙行寺前」下車、徒歩3分

鶴川 あんしん相談室



TEL: 042-718-1223 FAX: 042-860-5833
所在地: 鶴川6-7-2-103
交通: 鶴川駅より鶴川地域行きバスにて7分「センター前」下車、センター名店内
担当地域: 鶴ヶ谷、三輪町、三輪緑山、広町町、広裕、真光寺町、真光寺、鶴川

医療と介護の連携支援センター

(在宅医療・介護連携機能強化型地域包括支援センター)

医療と介護の連携支援センターは、在宅で療養する高齢者を医療と介護の専門職が連携し、チームとなって支えることができるよう、各種支援を行う地域包括支援センターです。

主な役割	医療と介護の連携支援センター
1 相談対応	高齢者の在宅療養を支える医療と介護の専門職からの相談に応じ、必要な情報提供や支援を行います。
2 課題解決に向けた調整	医療と介護の専門職が高齢者を支援する際に生じる課題を把握し、地域の資源を抽出し、その解決に向けて調整を行います。
3 連携強化に向けた支援	医療と介護の専門職が互いの役割を把握し、円滑に連携が進むよう、連携のためのツールやノウハウの普及など、各種支援を行います。



TEL: 042-794-6527
FAX: 042-794-6627
所在地: 本郷西4丁目12-22 KISOコミュニティベース1F
開設時間: 8:30~17:00 (土、日、祝日、年末年始を除く)

町田市高齢者支援センター・あんしん相談室は 地域の総合相談窓口です

相談無料・秘密は厳守いたします

専門スタッフ(主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師・介護支援専門員等)が
ご相談に応じます。

こんなことを行っています

- 町田市の高齢者福祉サービスの相談、申請代行
- 介護保険の相談、認定申請受付
- 認知症の全般的な相談や専門医療機関などの情報提供
- 日常生活における不安なこと、お困りごとの相談受付
- 介護予防に関する講座の開催
- 要支援認定された方・総合事業対象の方のケアプラン作成
- 成年後見制度活用のご相談や利用支援
- 高齢者虐待に関する相談受付・対応・防止
- 一人暮らし高齢者等の見守り支援ネットワークの整備
- 家族介護者の交流会の開催等
- 地域づくりのサポート



2021年3月31日現在 「この冊子は12,000部作成し、1冊あたりの単価は16円です。(職員人件費を含みます)」

高齢者の皆さまを応援します！ 町田市高齢者支援センター(地域包括支援センター)・ あんしん相談室のご案内

高齢者支援センター(地域包括支援センター)は介護保険法に基づき設置されている、高齢の方とご家族、地域住民の皆さまのための総合相談窓口です。町田市では市内を12の地域に分け、お住まいの地域によって相談窓口となる高齢者支援センターを決めています。

高齢者支援センターでは、高齢者の皆さまが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、関係機関との連絡調整など様々な支援を行います。

また、地域住民の皆さまや地域団体、保健・医療・福祉の関係機関等と協力し、高齢者の皆さまを支えていくためのネットワークを充実させることで、地域福祉の向上を目指しています。

※「あんしん相談室」は、高齢者支援センターにつなぐ地域の身近な相談窓口です。高齢者支援センターと同様、高齢者に関する相談を受け付けていますのでぜひご利用ください。

開所日 月曜日～土曜日(日祝休日・12/29～1/3を除く)

開所時間 8:30～17:00
(緊急時は上記時間以外でも対応します)

たとえば、こんな時にご連絡ください

介護保険や市のサービスを使いたいけど、手続きがよくわからない…

認知症に関する相談をどこにしたらよいのかしら…

介護予防ってどんなことなの？

近所に様子の気になる高齢者がいるのですが…

成年後見制度ってどのようなものなのかしら

体力づくりや認知症予防のために参加できる催しはないの？



※町田市では対象者や役割をわかりやすくするため、地域包括支援センターを「高齢者支援センター」と呼んでいます。

町田市高齢者福祉課

〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22
TEL:042-724-2140

市内には13個の高齢者支援センターがあります。

町田地区

町田第1 高齢者支援センター

(特別養護老人ホーム commons 内)



TEL: 042-728-9215
FAX: 042-728-6578
所在地: 森野4-39
交通: 町田駅より山崎団地行きバスにて9分「市役所前」下車、徒歩5分。



TEL: 042-722-8500 FAX: 042-732-3505
所在地: 新町田4-6 せりや会館1階
交通: JR町田駅北口より徒歩10分。又は小田急町田駅南口より徒歩11分。开ヶ谷公園駅。徒歩10分。

担当地域: 新町田(都立金森1丁目アパートを除く)、中町、森野、旭町、木曽東の一部(都立木曽森野アパート)

町田第2 高齢者支援センター

(本町田高齢者住宅サービスセンター内)



TEL: 042-729-0747
FAX: 042-709-0533
所在地: 本町田2-102-1
交通: 町田駅より鶴川駅行きバスにて8分「小学校前」下車、徒歩10分。又は「湯の沢」下車、徒歩15分。



TEL: 042-860-7870 FAX: 042-709-0533
所在地: 藤の台1-1-80-109
交通: 町田駅より藤の台団地行きバスにて18分「藤の台団地」下車、ショッピングセンターへ。徒歩10分。

担当地域: 本町田(公社住宅町田木曽を除く)、藤の台、南大谷の一部(公社住宅町田)

町田第3 高齢者支援センター

(玉川学園高齢者住宅サービスセンター内)



TEL: 042-710-3378
FAX: 042-710-1292
所在地: 玉川学園3-35-1
交通: 玉川学園駅前よりコミュニティバス「玉ちゃん号」にて5分「成瀬」下車、徒歩10分。又は同駅より徒歩8分。



TEL: 042-851-8421 FAX: 042-851-8428
所在地: 南大谷205-1-2
交通: 町田駅より成瀬行きバスにて10分「南大谷都営前」下車、徒歩2分。

担当地域: 玉川学園、南大谷(公社住宅町田を除く)、東玉川学園

堺・忠生地区

堺第1 高齢者支援センター

(老人保健施設サンシルバール町田内)



TEL: 042-770-2558
FAX: 042-774-1847
所在地: 相原町2373-1
交通: 相原駅南口より東武東上線行きバスにて10分終点下車、徒歩10分。又はあじふ台駅より同行きバスにて15分終点下車、徒歩10分。

堺第2 高齢者支援センター

(特別養護老人ホーム美郷内)



TEL: 042-794-8751
FAX: 042-794-8752
所在地: 小山町2619
交通: 橋本駅より町田ターミナル行きバスにて6分「橋本」下車、又は町田駅より小山町行きバスにて17分「小山町」下車、徒歩10分。

担当地域: 小山町、小川丘、上小山田

忠生第1 高齢者支援センター

(ふれあい福祉1階)



TEL: 042-797-8032
FAX: 042-797-8830
所在地: 下小山田町3580
交通: 町田駅より小山田坂台行きバスにて22分「商業学校」下車、徒歩7分。又は市立室内プール行きバスにて19分「商業学校入口」下車、徒歩3分。又は昇野駅より分三三線行きバスにて7分「商業学校」下車、徒歩7分。



TEL: 042-792-8888 FAX: 042-792-8888
所在地: 忠生3-1-34 もりやハイパスE-101号室
交通: 町田駅西側南側ホール前バスより町田駅行きバスにて14分「下町」下車、徒歩2分。又は「忠生三丁目」下車、徒歩7分。

担当地域: 下小山田、忠生、小山田坂台、矢野町、常盤町、相原町、鶴野、田町

忠生第2 高齢者支援センター

(橋倉合木山崎事務所内)



TEL: 042-792-1105
FAX: 042-792-5543
所在地: 山崎町2200
交通: 町田駅より山崎団地行きバスにて16分「山崎団地センター」下車、徒歩1分。



TEL: 042-794-7901 FAX: 042-794-7902
所在地: 木曽東1-34-10 ちりるマンション101
交通: 町田駅より木曽東団地行き・小山田坂台行き・勢津田行きバスにて7分「南川団地入口」下車、徒歩1分。又は町田駅より小山田坂台行きバスにて18分「忠生三丁目」下車、徒歩7分。

南地区

南第1 高齢者支援センター

(特別養護老人ホーム芙蓉園内)



TEL: 042-796-2789
FAX: 042-799-0079
所在地: 南町田5-16-1
交通: 南町田グランブルーパーク駅北口より徒歩7分。又は町田駅より鶴川行き・鶴川駅行きバスにて17分「小山田」下車、徒歩5分。



TEL: 042-850-6234 FAX: 042-850-6234
所在地: 小川16-1-11
交通: 町田駅よりますかけ台行きバスにて15分「町田」下車、徒歩3分。

担当地域: 南町田、鶴川、小川、つくし野、南つくし野

南第2 高齢者支援センター

(特別養護老人ホーム高塚翠林苑内)



TEL: 042-796-3899
FAX: 042-799-2145
所在地: 会森東3-18-16
交通: 町田駅よりつくし野行きバスにて15分「高塚翠林苑」下車、徒歩5分。又は成瀬駅南口よりつくし野行きバスにて3分「小山田」下車、徒歩8分。又は成瀬駅南口よりコミュニティバス「かわせみ」にて15分「成瀬駅前」下車、徒歩5分。又は成瀬駅より徒歩15分。



TEL: 042-795-9100 FAX: 042-850-6550
所在地: 成瀬台2-23-4 ベルハイパス成瀬A号室
交通: 成瀬駅南口より徒歩1分。

担当地域: 会森、会森東、南成瀬、成瀬が丘、原町田の一部(都立金森1丁目アパート)

南第3 高齢者支援センター



TEL: 042-720-3801
FAX: 042-860-7022
所在地: 西成瀬4-48-23
交通: 成瀬駅より成瀬台行きバスにて5分「成瀬高校入口」下車、徒歩3分。又は成瀬駅より成瀬行きバスにて15分「成瀬」下車、徒歩5分。又は町田駅より成瀬行きバスにて15分「成瀬」下車、徒歩5分。

ご自分のため、ご近所のため、
「ちょっとした気づき」を大切に

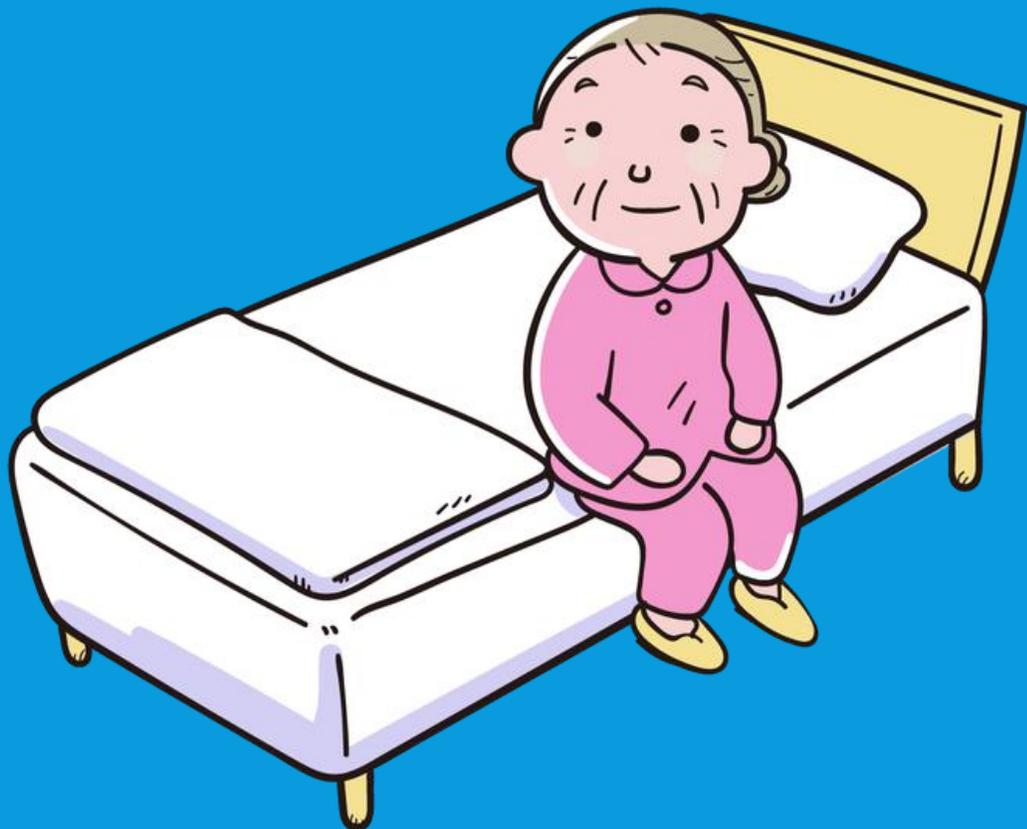
(ご存知ですか? お隣さん)

《地域とのつながりチェックリスト》

- 向こう三軒両隣のつながりがわかりますか?
- ご近所同士、出かけたときに挨拶をし合う習慣はありますか?
- 月に1回以上は、地域住民の集まる行事や催しに参加していますか?
- 新築が滞まっていたり、気がかりなことがある時は、ご近所同士声を掛け合っていますか?
- 困った時に、相談をしたり、助けを求め関係の人はいますか?

いくつ当てはまりましたか?ご自分のため、ご近所のため、練習してみてください。

権利擁護業務（虐待事例）

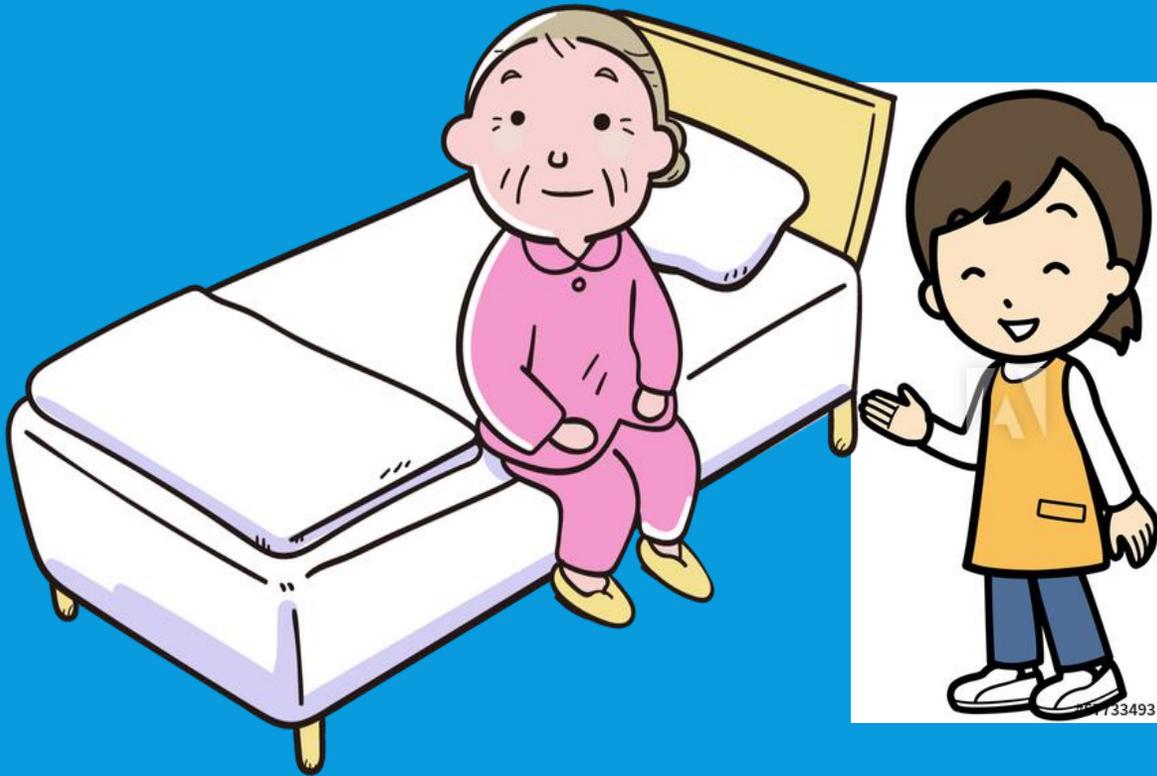


80代後半女性 要介護⁴
約2年前に脳梗塞を発症。後遺症として言語障害があり、本人からの発語もほぼ無い状況。
車椅子での座位を保つことは可能。

主介護者は60代前半の長男
働いていた会社を早期退職して母の介護を**献身的**に行っている。結婚歴は無し。

現在の利用サービスは
訪問介護：週3回（排泄・食事介助他）
訪問看護：週1回（体調管理・皮膚状態管理・緊急時対応）
訪問リハビリ：週1回（身体機能の維持・拘縮の予防）
デイサービス：週1回（入浴・家族のレスパイト）
短期入所生活介護：適宜（お泊り）（息子の所用時利用）
病院へは月1回息子が介助して行う。

経過 ①



訪問介護の定期の訪問時に、本人の下肢（足）部分にアザが見られる。息子さんに確認したところ【ぶつけたかな・・・】とお話されるがアザの様子からぶつけたようなものではないとの事。つねったようなアザとの事で電話連絡が入る。

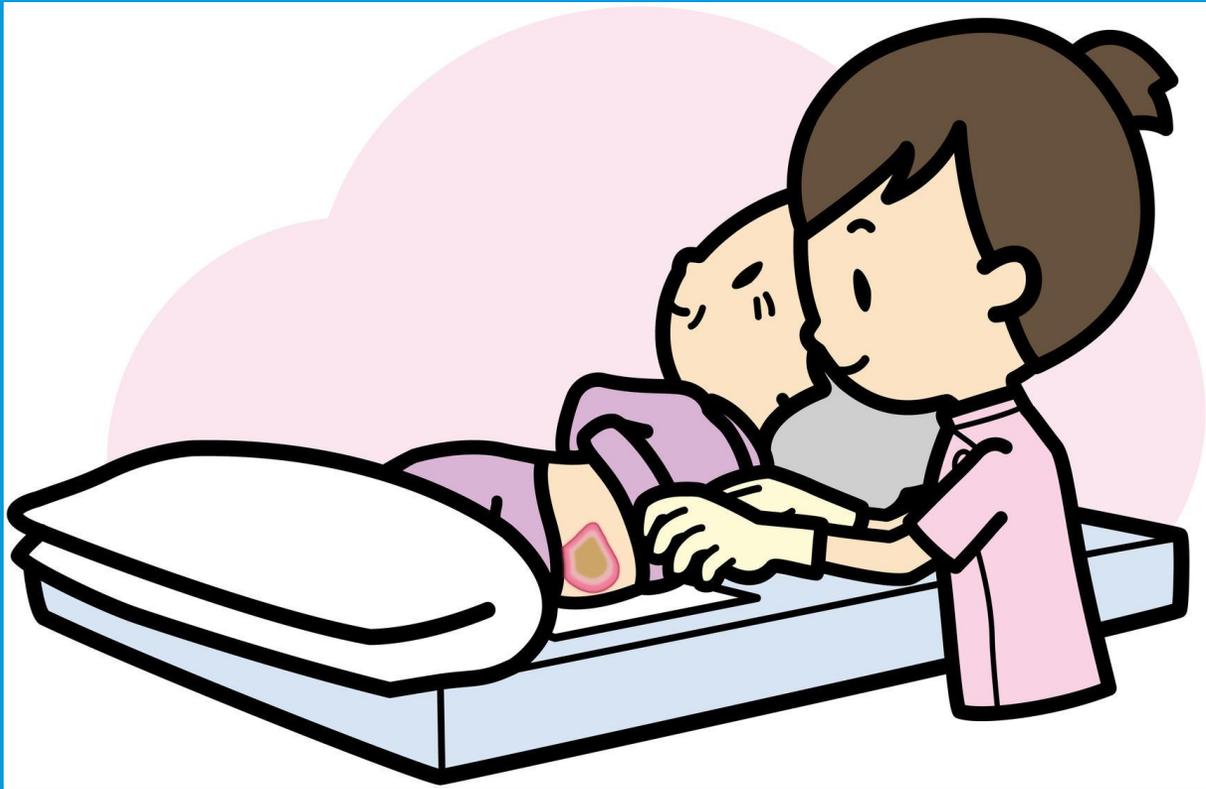
👉 ケアマネは

事実確認を図る為、上記内容について各サービス確認を図るが他のサービスにおいてはそのような事実は確認する事が出来なかった。

真偽確認する為モニタリングとしてご自宅へ訪問を行う。事前に訪問看護と連絡・情報共有を図りアザの状態を確認する。

*** 介護者に不信感を与えない為に、訪問看護と協力してあくまでもサービスの提供確認とモニタリングとして訪問を行う。**

経過 ②



訪問看護の看護師との同行訪問の結果
身体状況を確認。上肢・下肢共に強く握ったよ
うなアザやつねったようなアザが複数みられる
状況であった。

介護者の息子にアザについて確認したところ



介護していて、思い通りにいかない事があり気
付いたらやってしまったとお話される。

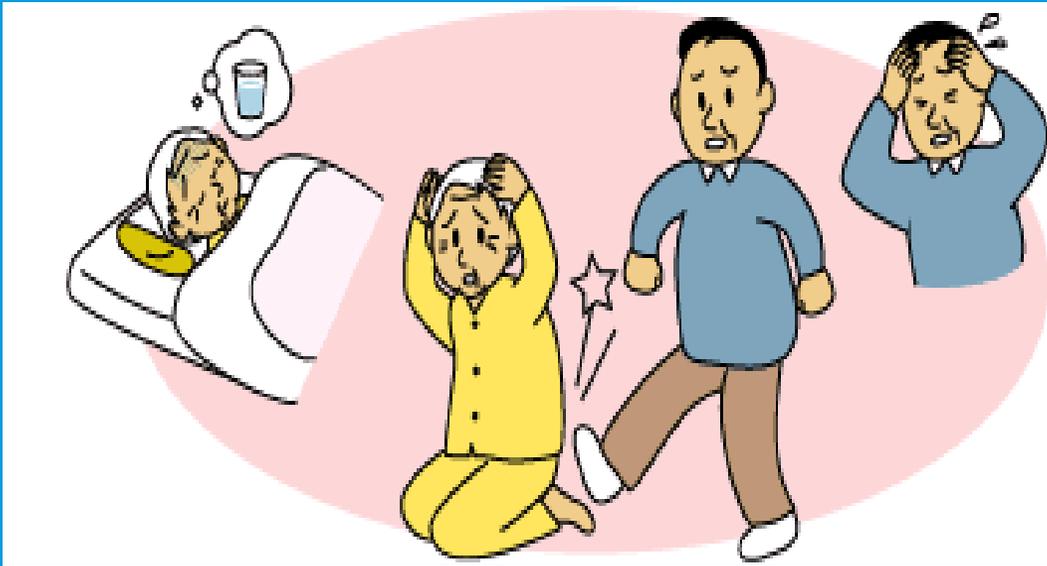


虐待ケースと判断し、支援Cに連絡。
支援センター職員と再度訪問し状況を確認する。



息子から再度聞き取りを行い、後日関係機関と相
談して、本人は短期入所を臨時利用しその間で
自宅での支援体制について検討する。

経過 ③



本人は施設入所も含め方向性・見通しがつきませんが・・・



60代の早期退職をした息子さんは誰が支えるのか・・・



そんな時は関係機関との連携・協働が必要となります。今回はケアマネジャーさんからの虐待事例かも??という報告を受けて高齢者支援センターがどのように関わっているかの1つの事例です。



進化した地域包括ケアシステム【植木鉢】



出典：地域包括ケア研究会報告書（H28）

在宅医療・介護連携推進事業の8つの取り組み

在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度～）

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 事業項目の一部を郡市区医師会等（地域の中核的医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

事業項目と取組例

（ア）地域の医療・介護の資源の把握

- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機関を把握し、リストアップ
- ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療・介護連携の推進に有用な項目）を調査
- ◆ 結果を関係機関で共有



在宅医療及び在宅介護等の需要動向等の調査

（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

- ◆ 情報共有システム、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

ケアマネサマリー
DR Link

（キ）地域住民への普及啓発

- ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- ◆ パンフレット、シンポジウム情報、HP等を活用した、在宅医療・介護への普及啓発
- ◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等



町プロ発表会
市民向けガイドブック

（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ◆ 地域の医療・介護関係者が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討

町プロ協議会

（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援センター

- ◆ 医療・介護関係者の連携を促進するコーディネーターの配置等による在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の促進を支援。

医療と介護の連携センター

（ウ）切れ目のない在宅医療と介護の連携体制の構築推進

- ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの連携体制の構築を推進

診療の構築
退院支援

（カ）医療・介護関係者の研修

- ◆ 地域の医療・介護関係者によるグループワーク等を通じ、多職種連携の実践を習得
- ◆ 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等

町プロ多職種研修会

（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- ◆ 同一の二次医療圏に属する市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携の必要な事項について検討

南多摩医療圏協議会

町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト

1) 契機

- ・ 町田市医師会からの呼びかけ
- ・ 2013年10月発足

2) 目的

- ・ 在宅医療の普及
- ・ 関係者間の顔の見える関係の構築
- ・ 多職種連携への理解の深まり
- ・ 地域の課題・特性の共有 etc

(オ) 医療と介護の連携センター

町田市在宅医療・介護連携窓口事業

専門職のための
医療と
介護の
連携
センター



医療・介護・福祉のスムーズな連携をおこなうことで、患者様やご利用者様が地域で安心して在宅療養生活を続けていけるよう、専門職の方々向けの相談窓口を開設しました。お気軽にご相談ください。

無くしたい 老後の悩み

☎ 042-794-6527

一般社団法人
町田市医師会

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指して、地域医療と介護の連携を強化し、市民の皆様の在宅生活を支援するための拠点としての取り組みをおこなっていきます。



医療と介護の連携センターの主な役割

- 機能① かかりつけ医等の相談及び情報の提供を致します。
- 機能② 地域の高齢者支援センターやケアマネジャーへ在宅療養生活をおくる為の情報提供を致します。
- 機能③ 各医療機関・各介護保険事業所と連携し、情報提供致します。

こんな時にご相談ください。

- ・医療依存度の高い人が退院するが、療養の相談をしたい。
- ・かかりつけ医がない、訪問診療・往診が可能な医師を探している。
- ・専門職（医師・歯科医師・薬剤師など）に相談できる所を探している。
- ・市内の在宅医療を行う事業所を知りたい。
- ・訪問看護・訪問リハビリの事業所を紹介してほしい。
- ・かかりつけ医をサポートする病院を探している。
- ・入院相談できる窓口を知りたい。

町田市在宅医療・介護連携窓口事業

医療と介護の
連携センター

受付時間 9:00~17:00
(土、日、夜間、年末年始を除く)

一般社団法人
町田市医師会

電話

042-794-6527

(オ) 医療と介護の連携支援センター

町田市受託事業

医療と介護の連携支援センター

(在宅医療・介護連携機能強化型地域包括支援センター)

2020年4月1日開設

医療と介護の連携支援センターは、在宅で療養する高齢者を医療と介護の専門職が連携し、チームとなって支えることができるよう、各種支援を行う地域包括支援センターです。

主な役割

- 相談対応**
高齢者の在宅療養を支える医療と介護の専門職からの相談に応じ、必要な情報提供や支援を行います。
- 課題解決に向けた調整**
医療と介護の専門職が高齢者を支援する際に生じる困りごとなど、地域の課題を抽出し、その解決に向けて調整を行います。
- 連携強化に向けた支援**
医療と介護の専門職が互いの役割を理解し、円滑に連携が進むよう、連携のためのツールやノウハウの普及など、各種支援を行います。



住所: 木曾西4丁目12-22
KISOコミュニティベース1F
TEL: 042-794-6527
FAX: 042-794-6627
開設時間:
8:30~17:00(土、日、祝日、年末年始を除く)



(カ) 町プロ多職種研修会

- 2014年3月15・16日 第1回 多職種協働の必要性を学ぶ
- 2014年9月27日 第2回 口腔ケアと誤嚥性肺炎の研修を踏まえたうえでの地域の連携について
- 2015年3月28日 第3回 認知症高齢者への早期支援のあり方～多職種による有機的連携
- 2015年8月 1日 第4回 高齢者の尊厳が守られ、人生の豊かさが実感できるまちを目指して
- 2016年2月27日 第5回 救急車の適正利用について
- 2016年9月10日 第6回 市民向けの発表会「みんなで知ろう 町田の医療と介護」
- 2017年2月18日 第7回 介護現場における感染症対策
- 2017年9月 2日 第8回 高齢者の運転免許について考える
- 2018年2月18日 第9回 消化器がんについて
- 2018年12月15日 第10回 市民向け研修会「在宅療養とおかねの話」
- 2019年8月24日 第11回 在宅の医療行為における多職種連携について

連携協働（IPW）って？

IPW（Inter-professional Work）
和訳：複数の専門職間連携協働

在宅におけるそれぞれの職種により達成する目標は異なり、治療モデルとして考える医療職と、生活モデルとして考える介護職では、それぞれの意見や目標そのものがかみ合わないことも多くあります。

在宅においては多職種が病態、心理、生活的問題について、ご本人や家族の希望や幸せという共通の目標を目指して、各職種が互いを尊重しながら協働することです。

よくある言葉の整理

- ・ 多職種

事例（全般的な課題又は個別）を共有することで、事例に対しての多職種のアプローチや、何を大切にしているかを知り多職種協働することによってより良いサービス提供につながる事を相互理解し研修する。

- ・ 他職種

各職種の専門的領域を学ぶことにより、その職種の保険的な定義や職能を知る事により自身の職種やサービスがどのようにその職種に関わっていくかを研修する。



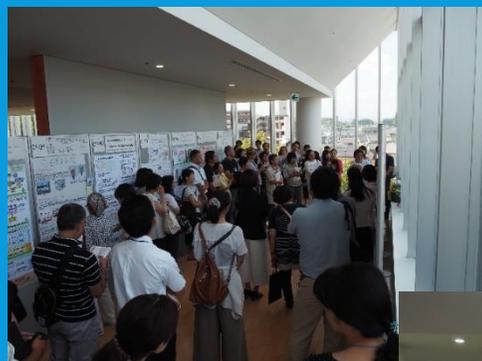
(キ) 町プロ発表会・市民向けガイドブック作成

☆町プロ発表会☆

2016年9月10日 @市庁舎

「みんなで知ろう 町田の医療と介護」

768名の方が来場されました



☆市民向けガイドブック☆

2017年3月発行

市内の医療機関や高齢者支援センターで配布しています



こちらは町プロのロゴマークです。
より市民の方にこの町プロの取り組みなど普及啓発の一環としてこのロゴマークを公募しました。

町田市の鳥でもある、カワセミが温かいココロで町を包んでいます。

様々な場面にてこのロゴマークは活用されています。

(ク) 関係市区町村の連携

二次保健医療圏

(南多摩5市：八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市)

や相模原市等との情報交換会の開催



2020年4月～KISOコミュニティベースにて

- ・ **町田市医療と介護の連携支援センター**
- ・ 町田病院訪問看護ST
- ・ 町田病院居宅介護医支援
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護支援

の4部門を新規開設・移転しています。

町田病院では、外来受診、各種検査、入院、手術を安心して行え、またご自宅での生活を続けていけるよう、医療と介護の連携体制で皆様をサポートします。

お気軽にご相談ください。



救急科専門医指定施設

日本大腸肛門学会認定施設

日本消化管学会胃腸科指導施設

■ 外来診療時間

月～金曜 AM9時～12時 / PM2時～5時
 土曜 AM9時～12時半

	月	火	水	木	金	土
内科	○	○	○	○	○	AM
胃腸科	○	○	○	○	○	AM
外科	○	○	○	○	○	AM
脳神経外科	○	○	○	○	—	AM
循環器科	○	—	○	○	○	AM
整形外科	○	○	○	○	○	AM
健康診断	○	○	○	○	○	AM

※健康診断も随時受付しています

お問い合わせ



☎042-789-0502 (代表)

<http://www.machidahospital.jp>

〒194-0036 東京都町田市木曾東 4-21-43

定期巡回、居宅介護

☎042-794-6573

訪問看護ステーション

☎042-794-6620



町田病院では職員の募集も随時行っています。
 詳しくは電話、またはホームページまで。

医療と介護の連携支援センターとは

医療と介護の連携センターとして、町田市医師会に委託する形で開設されました。その後2020年4月に業務内容をより強化し医療と介護の連携を推進することを目的に市から直接委託を受ける形で町田市において13個目の支援センターとして新規開所に至りました。

- ・ 業務内容

医療・介護事業者等からの在宅医療・介護連携に関する相談受付・支援・周知

在宅医療・介護連携に関する医療・介護機関の連絡調整

町田安心して暮らせるまちづくりプロジェクト事業に関わる業務

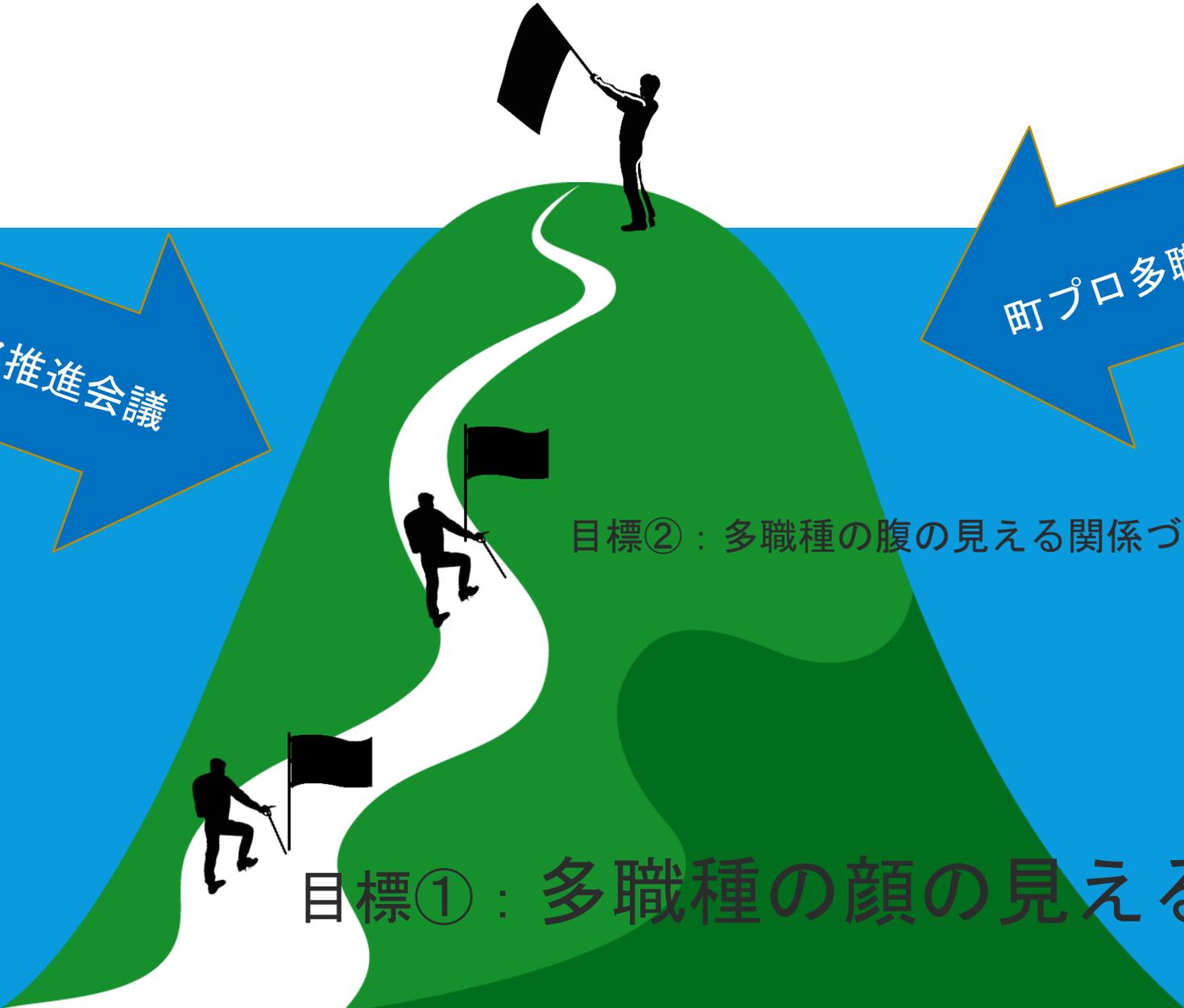
- ・ 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活することを支援するために、在宅療養の普及、医療と介護をはじめとした多職種連携の促進等を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指し実施していくこと
- ・ 安心して人生の最期の時間を望む場所でもらせるまちを専門職の視点により作り上げていくこと。

目的達成の為、
計画を立てる。



圏域地域ケア推進会議

町プロ多職種連携研修会



目標②：多職種の腹の見える関係づくり

目標①：多職種の顔の見える関係づくり

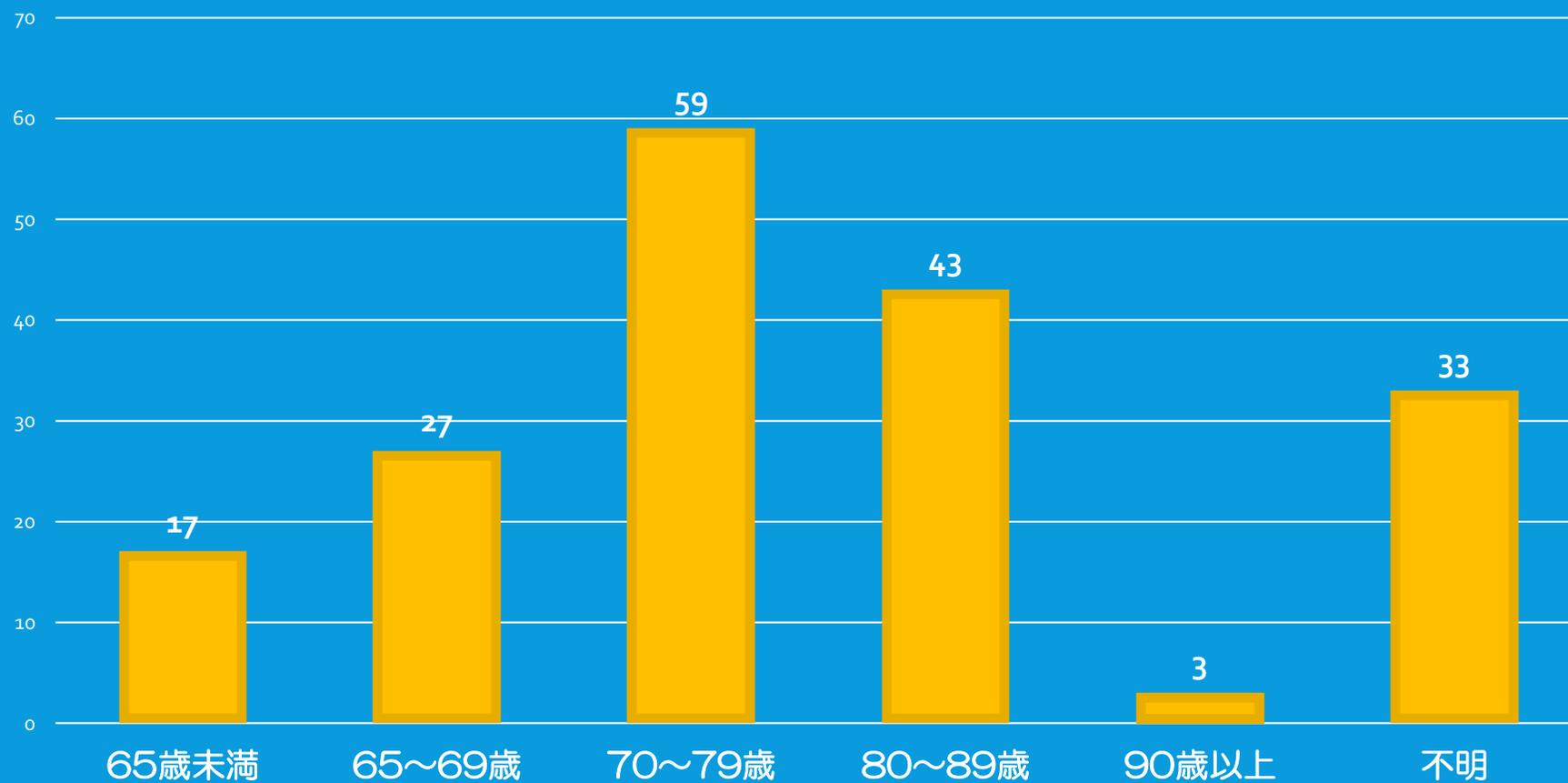
医療と介護の連携支援センターとは

- ・ 相談件数

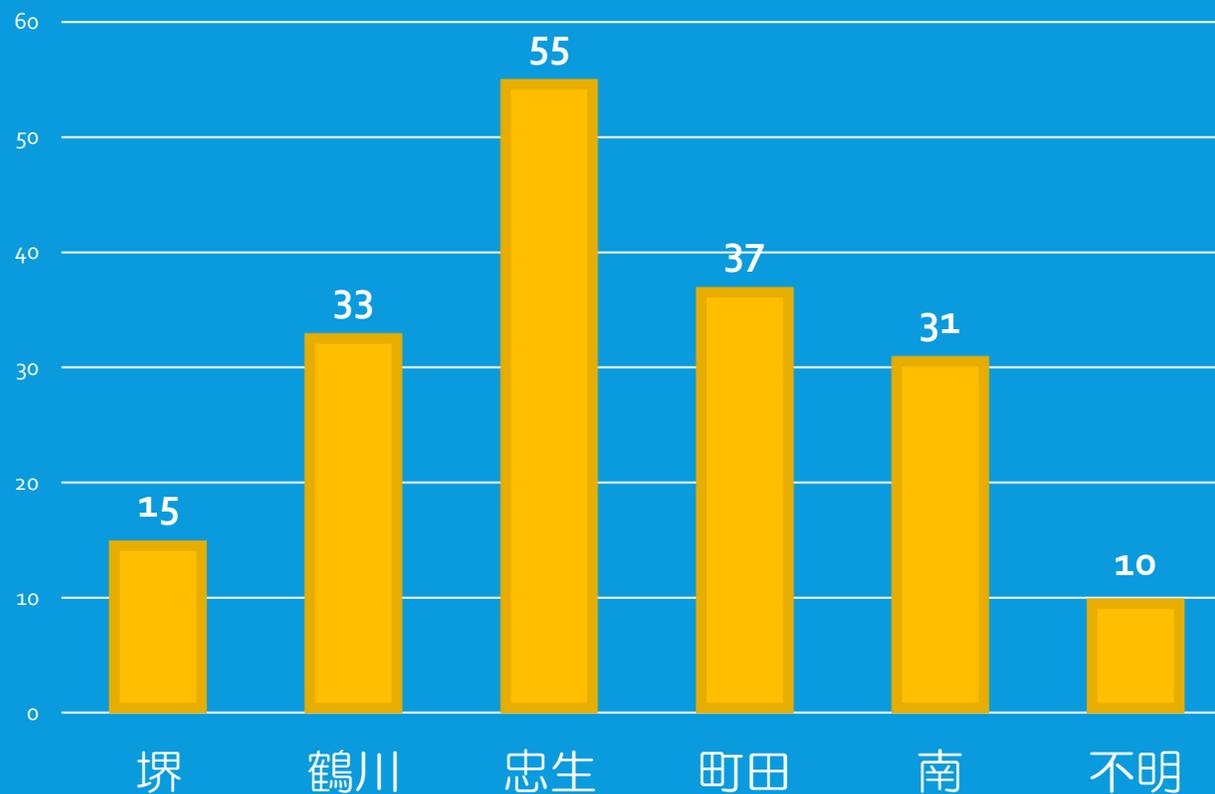
2016年度（10月～）	132件
2017年度	273件
2018年度	256件
2019年度	190件
2020年度	985件

今回のグラフについては2019年の物です。

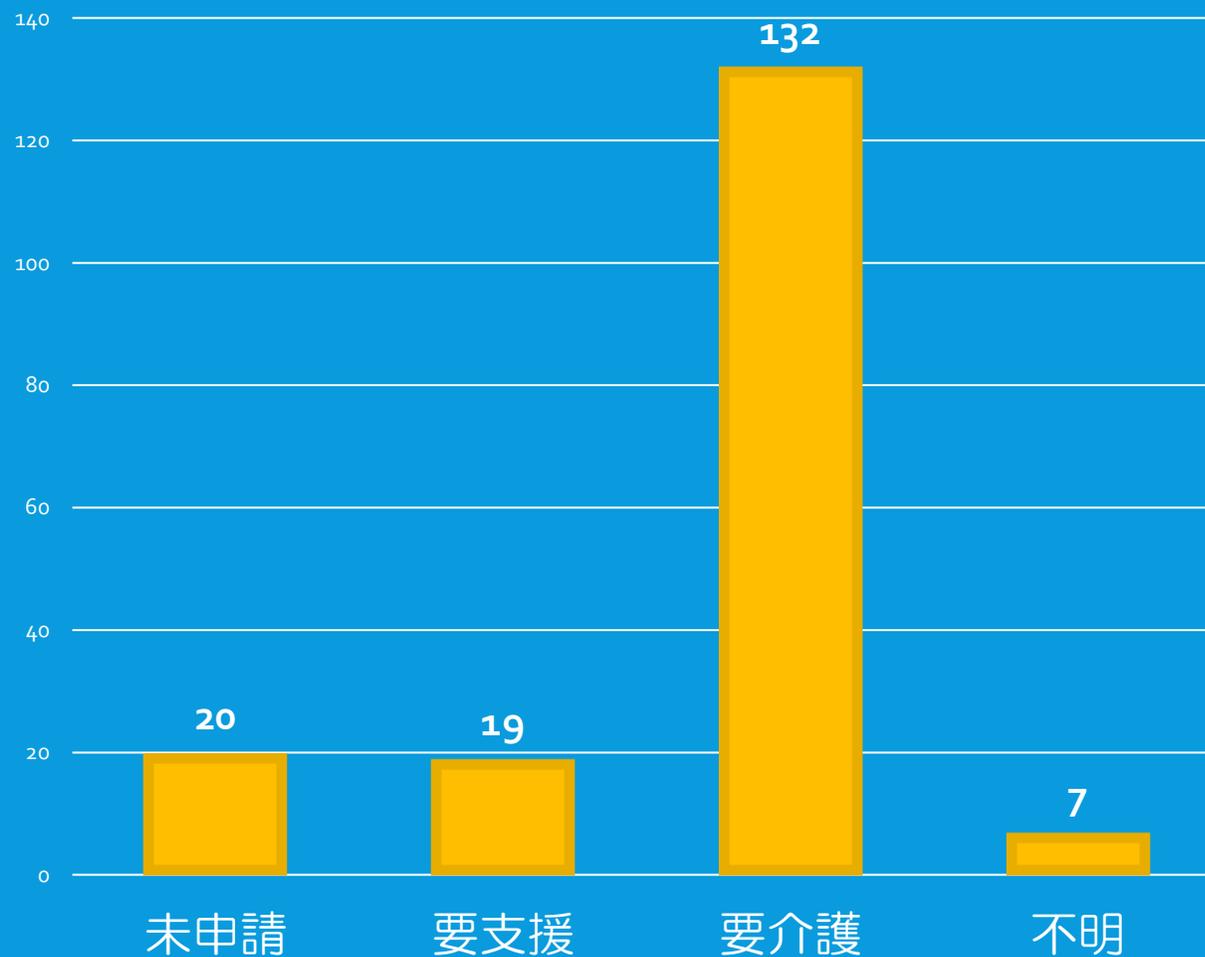
相談における対象者 ①年齢区分



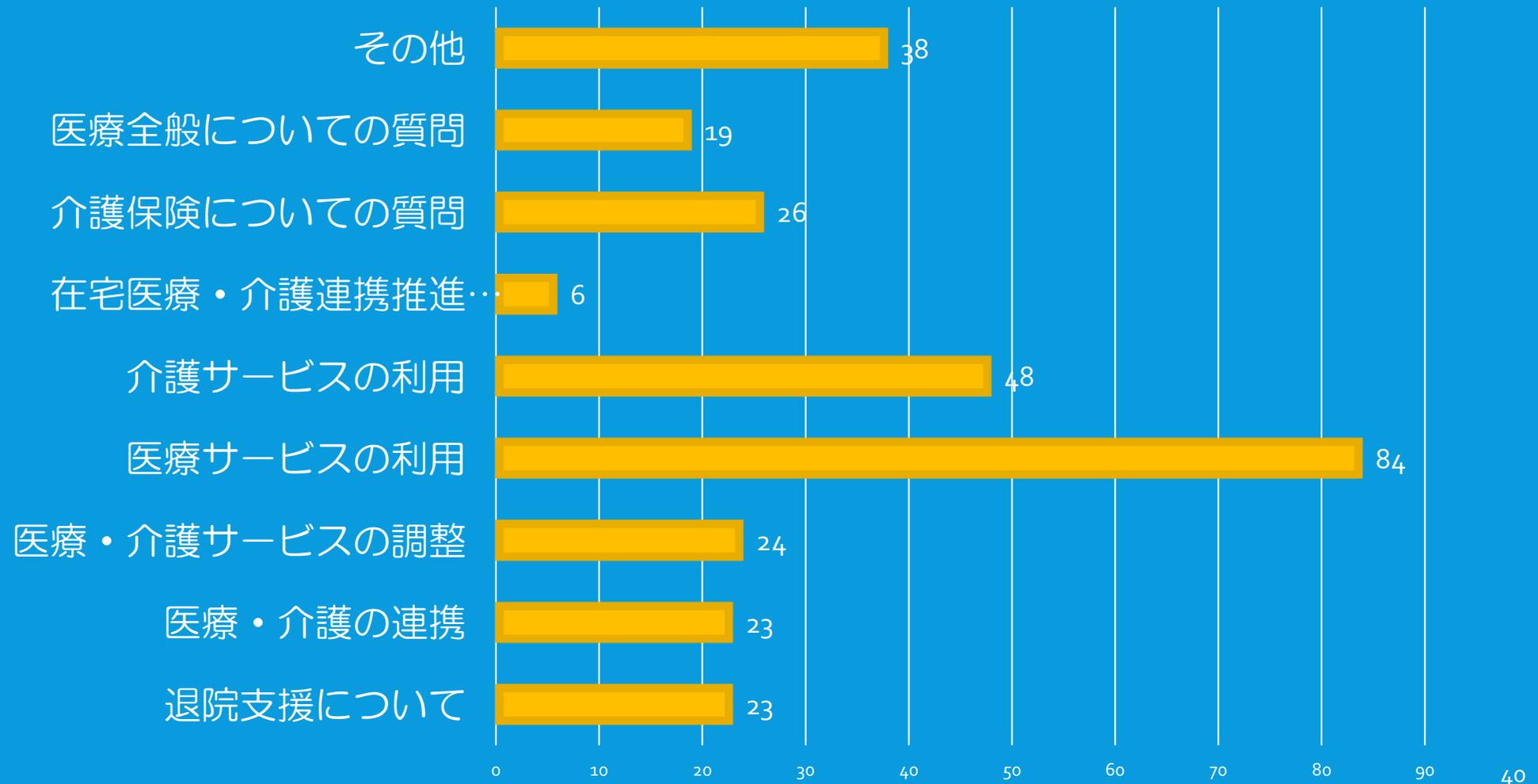
相談における対象者 ②所在圏域の割合



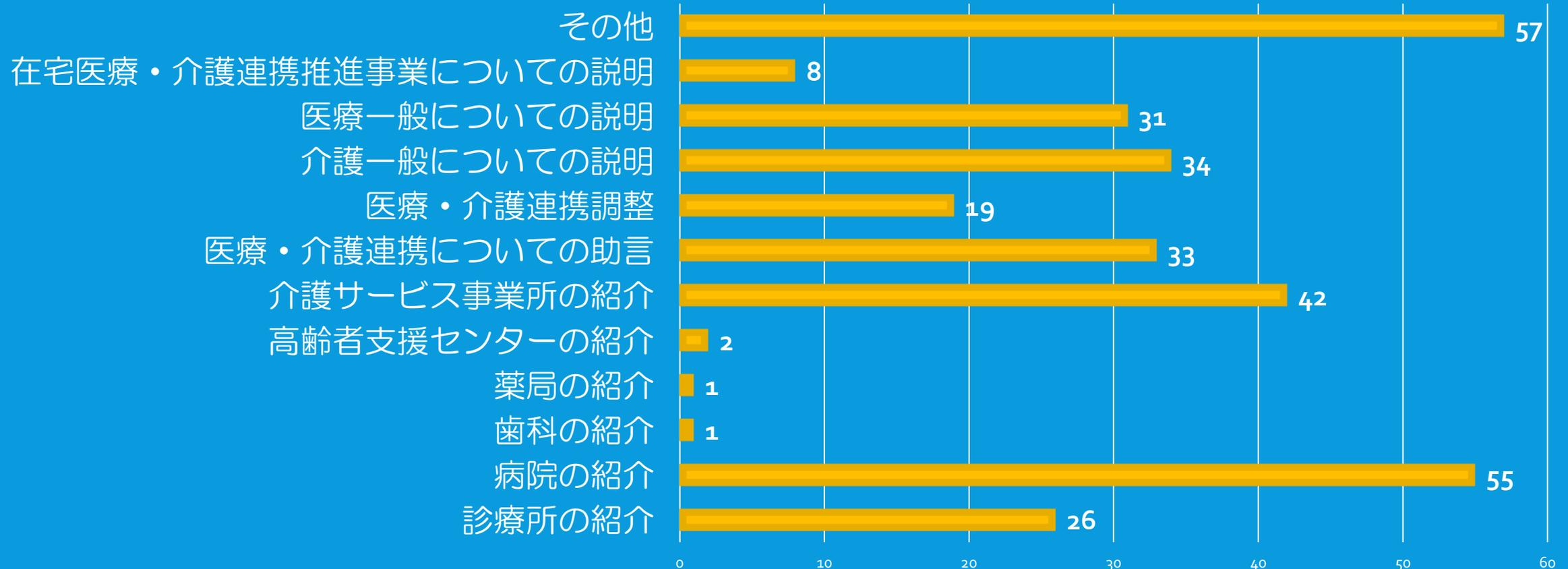
相談における対象者 ③認定状況



相談内容（重複あり）



内容（重複あり） 2019年度



相談事例①

支援センターCMより市外大学病院SWより問い合わせがあったとの事。

現在入院中のがん終末期の70代女性について。

胸水貯留があり、病院では3日に1回胸水の排出処置をおこなっている。

本人在宅へ戻りたい希望があり、医師・訪問看護が同一の事業所を紹介してほしい（連携がとりやすいと思われるから）併せて在宅で排出処置を行う事は可能なのか？

在宅にて排出処置を行う事は可能である。しかし各医療機関にて対応にばらつきがあるので対応可能な医療機関や実績がある訪問看護STを紹介する。

その上で在宅側と病院側の医療機関で情報共有してもらう事を提案。

その上で確認をお願いしたいのが病院で現在行っている処置が、在宅へ戻るにあたり必要なのか？在宅は生活の場であり、排出処置を行う事により感染のリスク・急変のリスクがある事を本人や家族がどこまで理解できているかを聞取りしてほしい事を提案。

相談事例②（新コロ）

在宅要介護者受入支援事業（施設地域包括ケア病棟利用タイプ）

件名	在宅要介護者受入支援事業					
予算額（単位：千円）	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
3,500		0	3,500	0	0	0
【事業の背景・目的】 在宅の要介護高齢者を介護する家族等（介護者）が新型コロナウイルス感染症に感染し、入院等が必要となった場合、介護者が不在となることで要介護高齢者が介護サービスを受けられない可能性があります。このことから、介護サービスの提供が受けられず、在宅生活の継続が困難となる要介護高齢者を、緊急一時的に利用できる医療機関を確保することにより、介護者が不在の間、要介護高齢者の生活の安定を図ると共に、感染した介護者が安心して療養に専念できる体制を整備します。						
【事業の内容】						
対象者	要介護高齢者のうち、以下の条件を全て満たす者 ①家族等の介護者が新型コロナウイルス感染症に感染している。 ②本人がPCR検査等を実施した結果、陰性である。（本人が陽性の場合は、医療機関へ搬送） ③在宅または施設で介護サービスの提供を受けることが困難である。					
開始時期	2021年1月					
実施場所	市内医療機関（地域包括ケア病床を有する病院）					
【事業の主な流れ】						
【在宅介護】 (1) 家族（介護者）感染 (2) 要介護者はPCR検査で陰性 (3) 介護者が不在となった場合に連絡・相談（ケアマネジャーや高齢者支援センター等から） (4) 受入調整機関（医療と介護の連携支援センターで調整） ※点線で囲んだ部分が委託業務 (5) 受け入れ先医療機関による搬送 (6) 受け入れ先医療機関（地域包括ケア病床での入院） 医療機関 宿泊施設 家族（介護者） 家族（介護者）は治療または療養						
【事業費】 在宅要介護者受入支援委託料 3,500千円						
【特定財源】 在宅要介護者受入体制整備事業費補助金（都 10/10） 3,500千円						
問合せ先	いきいき生活部 高齢者福祉課 地域支援担当課長 江成			電話	724-2140	

【事業の概要】

在宅の要介護高齢者を介護する家族等（介護者）が新型コロナウイルス感染症に感染し、入院等が必要となった場合、介護者が不在となることで要介護高齢者が介護サービスを受けられない可能性があります。このことから、介護サービスの提供が受けられず、在宅生活の継続が困難となる要介護高齢者を、緊急一時的に利用できる医療機関を確保することにより、介護者が不在の間、要介護高齢者の生活の安定を図ると共に、感染した介護者が安心して療養に専念できる体制を整備します。

上記のようなご相談があったケースを市内の地域包括ケア病床を有する医療機関での入院調整を行います。

相談事例③（新コロ）

在宅要介護者受入支援事業（在宅でのヘルパー及び訪問看護受入タイプ）

件名		在宅要介護者受入支援事業				
予算額（単位：千円）	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
3,500		0	3,500	0	0	0
【事業の背景・目的】						
在宅の要介護高齢者を介護する家族等（介護者）が新型コロナウイルス感染症に感染し、入院等が必要となった場合、介護者が不在となることで要介護高齢者が介護サービスを受けられない可能性があります。このことから、介護サービスの提供が受けられず、在宅生活の継続が困難となる要介護高齢者を、緊急一時的に利用できる医療機関を確保することにより、介護者が不在の間、要介護高齢者の生活の安定を図ると共に、感染した介護者が安心して療養に専念できる体制を整備します。						
【事業の内容】						
対象者	要介護高齢者のうち、以下の条件を全て満たす者 ①家族等の介護者が新型コロナウイルス感染症に感染している。 ②本人がPCR検査等を実施した結果、陰性である。（本人が陽性の場合は、医療機関へ搬送） ③在宅または施設で介護サービスの提供を受けることが困難である。					
開始時期	2021年1月					
実施場所	市内医療機関（地域包括ケア病床を有する病院）					
【事業の主な流れ】						
<p>【在宅介護】</p> <p>(1) 家族（介護者）感染</p> <p>(2) 要介護者はPCR検査で陰性</p> <p>(3) 介護者不在となった場合に連絡・相談（ケアマネジャーや高齢者支援センター等から）</p> <p>(4) 受入調整機関（医療と介護の連携支援センターで調整）</p> <p>(5) 受け入れ先医療機関による搬送</p> <p>(6) 受け入れ先医療機関（地域包括ケア病床での入居）</p> <p>※点線で囲んだ部分が委託業務</p> <p>要介護者 → 家族（介護者） → 要介護者は治療または療養 → 医療機関 → 療養科</p>						
【事業費】						
在宅要介護者受入支援委託料		3,500千円				
【特定財源】						
在宅要介護者受入体制整備事業費補助金（都 10/10）		3,500千円				
問合せ先	いきいき生活部 高齢者福祉課 地域支援担当課長 江成			電話	724-2140	

2020年12月に全国的にも町田市内においても感染者が急増した時に、実際に②にあうような病院に依頼することが出来なくなりました。病院がそれどころではない状況に陥ったからです。新型コロナウイルス感染症の陽性者の受入だけで各病院はいっぱいになってしまい在宅の要介護者をレスパイトとして受入れが出来ない状況になり、新たな課題が生まれました。

その課題を解決する為に、市内の訪問介護・訪問看護事業所に濃厚接触者。陽性者についても対応頂けるように感染防護策などを含め整備して対応可能な形で整備することができました。

ご存じですか？町プロポータルサイト

町プロ多職種連携研修会・緊急企画
「正しい手洗いの仕方」



町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト推進協議会

ご存じですか？ 町プロ医療介護資源マップ

町プロ医療介護資源マ... 🔍 ☰

マップの使い方は下記リンク先を参照してください。(2020.3.23現在)
<https://machidapj.com/map-description/>
表示回数 2,371 回
共有

- 病院・診療所
- 病院・診療所
- 歯科
- 歯科
- 保険薬局
- 在宅<訪問> (訪問看護・ケアマネ...)
- 在宅<通所> (通所・小規模多機能...)

This map was created by a user. Learn how to create your own.

Google My Maps

地図データ ©2020 利用規約 100 m

医療と介護の連携支援センターの今後

現在当センターでは概ね65歳以上の方や40歳以上の特定疾患を有する方に関する相談を主の業務としています。

今後の町田市における地域包括ケアシステム構築を行う為には、共生社会という考えをキーワードに、要介護者・要支援者・障がい者などその方の区分や年齢に縛られる事無く、幅広く相談に対応していく事が、誰もが住みやすい安心してくらせるまちづくりに繋がると考えています。



町田市受託事業

医療と介護の連携支援センター

(在宅医療・介護連携機能強化型地域包括支援センター)

2020年4月1日開設

医療と介護の連携支援センターは、在宅で療養する高齢者を医療と介護の専門職が連携し、チームとなって支えることができるよう、各種支援を行う地域包括支援センターです。

主な役割

- 相談対応**
高齢者の在宅療養を支える医療と介護の専門職からの相談に応じ、必要な情報提供や支援を行います。
- 課題解決に向けた調整**
医療と介護の専門職が高齢者を支援する際に生じる困りごとなど、地域の課題を抽出し、その解決に向けて調整を行います。
- 連携強化に向けた支援**
医療と介護の専門職が互いの役割を理解し、円滑に連携が進むよう、連携のためのツールやノウハウの普及など、各種支援を行います。



住所: 木曽西4丁目12-22

KISOコミュニティベース1F

TEL: 042-794-6527

FAX: 042-794-6627

開設時間:

8:30~17:00(土、日、祝日、年末年始を除く)



ご相談は下記までご連絡下さい

医療と介護の連携支援センター

042-794-6527



進化した地域包括ケアシステム【再掲】



出典：地域包括ケア研究会報告書（H28）



ご清聴ありがとうございました。